

# 2020年度前期授業料徴収猶予申請について

## 1. 授業料徴収猶予対象者

- (1) 経済的理由により納付期限まで納付することが困難であり、かつ、学業優秀と認められた学生。
- (2) 行方不明の学生。
- (3) 本人又は学資負担者が風水害等の災害を受けた学生。
- (4) その他やむを得ない事情があると認められる学生。

## 2. 申請方法等

- (1) 申請方法 本人持参 又は 郵送
- (2) 申請期間 2020年4月20日(月)～5月22日(金)(土日・祝日を除く。  
受付時間:8:30～18:00(※5月8日までは8:30～17:00)
- (3) 申請場所 本部棟1階学生支援室 学生支援グループ

## 3. 徴収猶予期限

2020年7月31日(金)まで猶予可。

## 4. 提出書類

- (1) 授業料徴収猶予申請書

※申請者及び保証人はそれぞれ本人が署名・捺印すること。

- (2) 授業料徴収猶予申請調書
- (3) 承諾書
- (4) 結果返信用封筒 長3型(23.5×12cm)

返信用封筒には申請者又は保証人の住所・氏名を明記し84円分の切手を貼ること。

## 5. 結果について

6月中旬頃通知予定(各自宛に郵送します。)

## 6. 注意事項

- ・ 事実に則して記入すること。不実な記載が判明した場合は、猶予決定後であっても許可を取り消すことがあります。
- ・ 提出時の記入漏れ、記載事項不備は申請者の不利益となる場合があるので十分注意してください。
- ・ 申請書・申請調書は、枠内の所要事項を漏れなく記入し提出してください。
- ・ 申請書は、申請者本人の自筆によるものであること。ただし、保証人欄は保証人が自署及び押印してください。(申請者本人と保証人の印鑑は異なるものを使用すること。)
- ・ 授業料徴収猶予申請書が受理された場合は、大学から決定通知(郵送)があるまで授業料は納付しないでください。納付すると申請を辞退したことになります。納付された授業料は返還できません。
- ・ 後期分授業料の猶予申請を希望される方は、新たに申請が必要です。10月上旬から申請書類の配布を行いますので、申請を忘れないようにしてください。

### 問い合わせ先

〒731-3194 広島市安佐南区大塚東3丁目4番1号  
広島市立大学 学生支援室 学生支援グループ  
TEL: 082-830-1522 FAX: 082-830-1529